平成２１年（フ）第７５７号
千葉県市原市青柳1116番地
債務者　鈴木　恭子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７９５号
千葉市緑区誉田町２丁目２番地35　誉田２丁目団地東１棟305号
債務者　麻生登代美
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８４６号
千葉県船橋市芝山６丁目40番13号　マイステージ芝山202号
債務者　相川　久子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８５４号
千葉市若葉区加曽利町815番地８
債務者　杵渕　義行
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８８０号
千葉市若葉区みつわ台５丁目５番12号　みつわ台ファミリオＣ―２
債務者　信太　　強
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９０７号
千葉市中央区中央３丁目13番７―506号
債務者　名倉　君代
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９３０号
千葉県習志野市谷津１丁目22番50号ポポラーレⅡ201号
債務者　大西由美子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１３７号
名古屋市守山区川西１丁目303番地　真清荘アパート４号
債務者　井村　秀世
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７２２号
愛知県春日井市大手田西町１丁目22番地３
債務者　林　　由美
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９７６号
愛知県小牧市久保一色南２丁目164番地１メゾン田県101号
債務者　竹井　順子（旧姓杉崎）
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３５４号
愛知県半田市青山３丁目19番地の10
債務者　沢井　　仁
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３８４号
愛知県愛知郡東郷町大字春木字四ツ塚100番地　雇用促進住宅２棟103号
債務者　吉戒　　勝
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３９９号
愛知県海部郡大治町大字西條字平ヶ野45番地の１　グランドールエコー401号
債務者　寺口　愛佳
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５８０号
愛知県岡崎市康生通東２丁目３番地　コンフォート康生702号室、外国人登録事項証明書上の住所名古屋市東区徳川町2519番地　ペルテ徳川301号
債務者　大川光一こと　金　　光洙
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第２９１号
岡山県小田郡矢掛町南山田2017番地３
債務者　浅田　章弘
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第１２３４号
京都市右京区太秦一町芝町８番地47
債務者　山本　将通
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１３１８号
京都府宇治市小倉町堀池10番地の13　パレス小倉201号
債務者　村上二三男
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係